

様式第4号（第11条関係）

基建第430号  
令和元年7月12日

第13区長  
古賀元様

基山町長 松田 一也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案について、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第4項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取扱い

平成29年10月10日付けの提案について、回答が遅延したことをお詫び申し上げます。本桜ため池の雑木と雑草の定期的な伐採要望につきましては、雑木は繁茂状況を見て必要に応じて伐木を行い、雑草は定期的に年2回の伐採を行います。また、本桜ため池は調整池としての貯水機能を有しており、近年災害をもたらすような豪雨が発生していることから埋め立てることはできません。

2 取扱いの理由

ため池内の雑木は28年度と29年度に伐木を行っており、状況を確認する必要があるため。雑草は通学路として利用している通路の安全性を確保するため定期的に伐採する必要があるため。